

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年 3月19日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

工事番号	第25-70011-0021号
工事名	福島西・福島北統合校校舎新築（電気）工事
質 問 事 項	
<p>1 金抜設計書15頁の受変電設備にて、高圧受変電設備と変圧器の設置に係る搬入費が計上されておりません。新受変電設備の設置場所（図E-06参照）が中庭のため、別途搬入費が必要と考えます。受注後の協議の対象としていただけますでしょうか。ご教示ください。</p> <p>2 図E-06にて、既設の高圧気中開閉器や既設高圧ケーブル等について撤去・更新すると記載がありますが、金抜設計書には対応する撤去の内訳がありません。これらの項目については、受注後の協議の対象としていただけますでしょうか。ご教示ください。</p> <p>3 図E-06～08において、高圧ケーブルを新設する（既設引込柱～新設キュービクル間、新設キュービクル～既設キュービクル間）と記載がありますが、金抜設計書には高圧ケーブルの末端処理が電力引込設備に屋外1箇所、受変電設備に屋内1箇所しか計上されておりません。新設キュービクル～既設キュービクル間の高圧ケーブル新設に伴う末端処理が見当たりません。変更協議の対象となりますか。ご教示ください。</p> <p>4 図E-02、E-18において、配線器具仕様ですが、E-02 特記仕様書にはプレートは一般形（大角形）と記載されていますが、E-18 凡例姿図にはワイド形が記載されています。つきましては、金抜設計書にはどちらで計上されているのかご指示ください。</p> <p>5 図E-08における高圧進相コンデンサと高圧リアクトルの容量について、金抜設計書15頁に記載されている容量とに違いがありますが、どちらが正しいのでしょうか。 図E-08：コンデンサ=53.2Kvar、リアクトル=3.19Kvar 金抜設計書15頁：コンデンサ=150Kvar、リアクトル=150Kvar 用 また図E-08が正の場合は、変更協議の対象となりますか。ご教示をお願いします。</p>	

- 6 図 E-11 において、防水鉄管 100A×1 箇所及び基礎スリーブ Φ100×2 箇所が記載されておりますが、金抜設計書には見当たりません。変更協議の対象となりますか。ご教示をお願いします。
- 7 (別記 2) の総合評価点評価基準(簡易型)の番号※1の左記の具体的な内容の部分に木造で延べ面積 1,000m<sup>2</sup>以上の建築物の電気設備工事(新築、増築、改築に限る)との記載があります。この場合、●共通事項で(※1)の記載がある項目については、例えば①企業の技術力(実績・経験)に対する評価や、②配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に対する評価の優良工事表彰部分で S 造建ての現場での優良工事表彰の受賞実績があっても(※1)に該当しないため、優良工事实績は上記以外となるのでしょうか。また、他の項目についても(※1)が木造との指定があるため、S 造や RC 造での実績では上記以外との事によろしいでしょうか。
- 8 入札公告の中の 2 入札に参加する物に必要な資格に関する事項の企業の工事实績の中で、「元請として過去 15 年以内に延べ面積が 1,500m<sup>2</sup>以上又は 3 階建て以上の電気設備工事(新築、増築、改築に限る。(増築工事は増築する部分に限る))の実績がある者。」とありますが、ここでは(別記 2)の総合評価点評価基準(簡易型)の※1の同種・類似工事の部分に記載の「木造」ではなく、S 造や RC 造でも該当となるのでしょうか。
- 9 工期 420 日間の中で工事に制限を受ける日「工事時間の制限や工事が出来ない日」は令和 9 年度の入試日以外であるのでしょうか。(例えばですが定期テスト期間等)
- 10 金抜き設計書で統括情報表の(2)単価提供日が令和 8 年 2 月 15 日になっておりますが国土交通省より 3 月から令和 8 年度の労務単価が適用となっております。この場合ですが、入札時の労務単価は令和 7 年度の単価のままとの考えでよろしいでしょうか。
- 11 図面番号 E-10~E-13 の図面に 600V EM-ALCET ケーブル及び EM-ALCVT ケーブルの記載がありますが、メーカーに確認しましたところ標準品の物ではなく特注品との事です。また、配布資料で(閲覧参考)見積関係の特別調査単価の【構内配電線路】の代価表 84 号及び代価表 85 号に記載の単価は特注品としての単価で間違いありませんでしょうか。
- 12 図面番号 E-10、E-13、E-14、E-15 に EM-ALCVT ケーブルの記載があるのですが、金抜き設計書には記載がありません。EM-ALCVT ケーブルではなく、EM-ALCET の記載の間違いでしょうか。なお、メーカー標準品としては ALCVT ケーブルですので、EM-ALCET の場合は特注品対応となります。

回 答 事 項

- 1 協議の対象となります。
- 2 1に同じ
- 3 1に同じ
- 4 いずれのスイッチプレートも一般形の単価を計上しています。
- 5 図 E-08 が正となります。図 E-08 のとおりの機器単価で積算しており、変更協議の対象となりません。なお、金抜設計書の摘要欄と（閲覧参考）見積関係の規格等欄の容量はコンデンサが 53.2kvar、リアクトルが 3.19kvar となります。
- 6 1に同じ
- 7 優良工事表彰部門については（別記 2）総合評価点評価基準（簡易型）1 ページに記載のとおりです。他の項目についても（別記 2）総合評価点評価基準（簡易型）に記載のとおりです。
- 8 貴見のとおりです。
- 9 図 E-03\_電気設備工事特記仕様書(2)\_5 施工条件 のとおり、全ての作業が出来ないのは、令和 9 年 3 月の入試日となります。なお、停電、振動、騒音発生作業の制限については、学校との協議によります。
- 10 貴見のとおりです。
- 11 図の EM-ALCVT は全て EM-ALCET となり、EM-ALCET の単価で積算しています。
- 12 11 に同じ